

【別紙】「重度ガン債務返済特約」の保障内容

■重度ガン債務返済特約とは

被保険者が悪性新生物（ガン）に罹患していると医師によって診断確定され、債務返済期間中にそのガンに対する治療の効果が無い等と判断されたときに支払われる重度ガン保険金を、その時点の債務の返済に充当することでローン残高相当額を保障し、被保険者の生計の安定を図るための特約です。

重度ガン保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険は消滅します。

■重度ガン債務返済特約の責任開始日

重度ガン債務返済特約の責任開始日は、団体信用生命保険の責任開始日もしくは2024年12月1日のいずれか遅い日となります。

■重度ガン保険金をお支払いする場合

被保険者が悪性新生物（ガン）に罹患していると医師によって病理組織学的所見*_a（生検）により診断確定され、この特約の保険期間中、つぎのいずれかに該当すると判断されるとき（この判断は、医師の診断に基づき、重度ガン保険金の請求時におけるその被保険者の状態などについてなされるものとします。）

- ① そのガンに対する下記の治療※₁（以下「治療」といいます。）をすべて受けたが、下記の効果※₂（以下「効果」といいます。）がなかった。
- ② 被保険者の身体的状態では、そのガンに対するいかなる治療も受けられず、今後も受けられる見込みがない。
- ③ そのガンに対して、効果が期待できる治療がない（ガンの増殖速度が遅い等の理由により、治療が行われない場合は該当しません。）。

※₁「治療」とは、「公的医療保険制度*_b」において保険給付の対象となるつぎの①または②の治療をいいます。ただし、治癒を目的としない、痛みを和らげることなどを目的とする対症療法を除きます。

- ① 科学的根拠等に基づいて作成され、一般に開示されている日本における標準的な治療指針*_cがある悪性新生物の場合、その標準的な治療指針に基づく治療
- ② ①以外の悪性新生物の場合、医師が医学的に有効と認めた治療

※₂「効果」とは、腫瘍縮小効果をいいます。ただし、腫瘍縮小効果以外の評価方法で治療効果の判定ができる場合には、他の評価方法による効果も含まれます。

*_a：病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

*_b：「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ①健康保険法 ②国民健康保険法 ③国家公務員共済組合法 ④地方公務員等共済組合法
- ⑤私立学校教職員共済法 ⑥船員保険法 ⑦高齢者の医療の確保に関する法律

*_c：「標準的な治療指針」とは、ガンの種類、進行状況などに応じた標準的な治療を、ガン診療の指針としてガンの専門学会などがまとめた「診療ガイドライン」などをいいます。

< 重度ガン保険金の対象となる悪性新生物 >

対象となる悪性新生物とは、[表 1] によって定義付けられる疾病とし、かつ、平成 17 年 10 月 7 日総務省告示第 1147 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」に記載された分類項目中、[表 2] の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

[表 1] 対象となる悪性新生物の定義

悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内新生物（上皮内ガン）、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物（皮膚ガン）を除く）

[表 2]

分類項目	基本分類コード
(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
(2) 消化器の悪性新生物	C15～C26
(3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
(4) 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
(5) 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43～C44)のうち、皮膚の悪性黒色腫	C43
(6) 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
(7) 乳房の悪性新生物	C50
(8) 女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
(9) 男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
(10) 腎尿路の悪性新生物	C64～C68
(11) 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
(12) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
(13) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
(14) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
(15) 独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
(16) 真正赤血球増加症<多血症>	D45
(17) 骨髄異形成症候群	D46
(18) リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物	
(D47)のうち、	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3

上記において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第 3 版」に記載された「新生物の性状を表す第 5 桁コード」がつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版における第 5 桁コードによるものとします。

新生物の性状を表す第 5 桁コード	
/ 3	悪性、原発部位
/ 6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
/ 9	悪性、原発部位または転移部位の別不詳

「悪性新生物」には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM 悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期※3 に分類されている病変は含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、「悪性新生物」に該当しません。

※3 TNM 分類における0期：病期0期とは、癌が浸潤していない状態であり、上皮内癌の他、膀胱・尿路・乳管等で発生する非浸潤ガン（非浸潤性乳管癌、非浸潤性尿路上皮癌など）も含まれます。

■重度ガン保険金が支払われない場合

つぎのような場合には、重度ガン保険金をお支払いできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により解除となった場合
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金・給付金等の不法取得目的があつて、無効である場合
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をした場合など、重大な事由に該当し、解除された場合
- 診断確定されたガンが、対象のガンでない場合
 - ➔ 「上皮内新生物（上皮内ガン）」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物（皮膚ガン）」はお支払いの対象とはなりません。
- 治療の効果がある場合
 - 例：ガンを手術で摘出でき、残存が確認されていない場合
 - 例：ガンで薬物治療を受け、縮小効果が認められる場合
 - 例：白血病で薬物治療を受け、寛解（骨髄の白血病細胞が一定水準以下に減少し、白血病による自覚症状や他覚所見がなくなった状態）している場合
- 「診療ガイドライン」にもとづく手術や抗ガン剤治療等をすべて終えていない場合
 - 例：放射線治療を受け、効果がなかったが、今後抗がん剤治療を受ける予定がある場合

■重度ガン保険金の請求に必要な書類について

下記の書類のうち、保険会社が求めるものをご提出いただきます。

- ・重度ガン保険金支払請求書（銀行が提出します。）
- ・保険会社所定の医師の診断書
- ・被保険者の戸籍謄本（被保険者の氏名の記載がある戸籍抄本または住民票で代用可）

以 上